

○長門市使用料徴収条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 63 号)

改正 平成 17 年 7 月 11 日条例第 231 号 平成 18 年 3 月 30 日条例第 7 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 15 号 平成 18 年 3 月 30 日条例第 24 号
平成 19 年 12 月 20 日条例第 31 号 平成 20 年 3 月 27 日条例第 9 号
平成 21 年 3 月 19 日条例第 8 号 平成 21 年 12 月 24 日条例第 27 号
平成 22 年 3 月 26 日条例第 1 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号
平成 22 年 3 月 26 日条例第 13 号 平成 22 年 12 月 1 日条例第 34 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 24 年 7 月 5 日条例第 16 号
平成 24 年 12 月 20 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき、法第 225 条の規定に基づく使用料の徴収については、他に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第 2 条 使用料は、申請事項の許可、下付又は受理の際、別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 によりこれを徴収する。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第 3 条 申請を受理した後に出願事項を変更し、又はその取消しを申請した場合においては、前納の使用料は使用の限度に応じてこれを返還することができる。

(使用料の減免)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは使用料を減額し、又はこれを徴収しないことができる。

- (1) 法令の規定により無料の取り扱いをするもの
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったもの
- (3) 市長が特に公益上使用料を減額し、又は徴しないことが適当であると認めたもの
- (4) 公費の救助を受けるもの
- (5) 市長において使用料納付の資力がないと認めたもの

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第6条 第2条の使用料の徴収について違反した者は、次項に定めるものを除くほか、5万円以下の過料に処する。

- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、長門市使用料徴収条例(昭和43年長門市条例第12号)、三隅町使用料徴収条例(平成6年三隅町条例第13号)、日置町行政財産使用料条例(平成11年日置町条例第7号)又は油谷町使用料手数料徴収条例(平成12年油谷町条例第3号)の規定によりなされた手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その使用料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月11日条例第231号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年3月22日から適用する。

附 則(平成18年3月30日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第15号)

この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 24 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 31 号)
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日条例第 9 号)
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日条例第 8 号)
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 27 号)
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 1 号)
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号)
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 13 号)
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 1 日条例第 34 号)
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号)
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 5 日条例第 16 号)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 29 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

別表第 1

[別紙参照]

別表第 2(第 2 条関係)

種別	使用料の額(1 月につき)
土地	使用土地の固定資産評価相当価格に 1,000 分の 6 を乗じた額に使用面積の割合を乗じた額の範囲内で市長が定める額(電柱及び地下埋設物を設置するために使用する場合の使用料の額は、長門市道路占用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 140 号)の例による。)
建物	使用建物の固定資産評価相当価格に 1,000 分の 8 を乗じた額に使用面積の割合を乗じた額の範囲内で市長が定める額

備考

- 1 使用面積が 1 平方メートルに満たないとき又は 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が 1 月に満たないとき又は 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 3 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、1 件の使用料の額が 100 円未満となる使用料は、これを 100 円とする。

別表第 3(第 2 条関係)

種別	使用料の額
阿惣ダム農業用水	1 立方メートル当たり 2 円